

第7章 第8次防府市高齢者保健福祉計画の
実施施策・計画数値一覧

第8次防府市高齢者保健福祉計画の実施策・計画数値一覧

(1) 実施する施策

① 各章における共通項目

施策	掲載ページ
事業の状況等を定期的に調査・点検・分析し、事業評価を防府市高齢者保健福祉推進会議等で毎年度公表し、意見を聴取することにより事業内容・手法等の見直しや新たな事業を実施します。	P6～9
計画の趣旨や地域課題及び各事業の内容や状況、在宅限界点の向上に資するサービス等について、市広報等で周知するとともに、圏域単位で「介護保険セミナー」を定期的に開催し、市民への周知を図ります。	P89、95

② 第4章の項目

施策	掲載ページ
地域密着型通所介護事業所において、機能訓練・口腔機能向上・栄養改善の自立支援・重度化防止に資するサービスが提供されるよう指導し、また、実施状況について調査し、その結果を公表します。	P75
生活支援機能を強化した総合事業の通所サービスの開発を行い、2018年度の試行実施を目指します。	P89
リハビリ職との連携による機能回復訓練に特化した総合事業の短期集中予防型通所サービスの開発と提供体制強化について、2018年度からの試行実施を目指します。	P89
総合事業の訪問サービスにおける基準緩和型の導入について、2018年度から検討を開始します。	P89
介護事業所に対して、本計画の基本方針や事業状況の周知や意見聴取を目的に、定期的に研修会を実施します。	P91
居宅介護支援事業所に対して、本計画の基本方針や事業状況、地域課題や相談事例の分析内容の周知や意見聴取を目的とした研修会を年1回実施します。	P92
介護職の人材確保や処遇改善を含めた定着支援のための実効的な取組を行います。	P93
ケアマネジメントの適正化事業を行います。	P94
福祉用具や住宅改修の利用に関し、リハビリテーション専門職が関与する仕組みを検討します。	P94

③ 第5章の項目について

施策	掲載ページ
地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口の設置を検討します。	P106

認知症を支援する各施策の進捗状況を毎年度検証・評価し、防府市高齢者保健福祉推進会議等で公表し、事業の見直しを行うなど、PDCAサイクルを用いた実施管理を行います。	P107
介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス等を開始する際には、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行い、開始後の実施状況の検証の機会を設けるなど、PDCAサイクルを用いた実施管理を行います。	P112
多様な地域の社会資源の情報は、生活支援コーディネーターと協議体を通じて、地域包括支援センターや介護支援専門員に提供します。	P112
協議体等の活動から、高齢者のニーズに対応した資源を開発します。	P112、143
個別事例の検討等を行う地域ケア会議を積極的に開催し、その後の変化等をモニタリングする仕組みを構築します。	P114
地域ケア会議で検討した個別事例から明らかとなった地域課題の解決に向けた政策の提言を行います。	P114
地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員が共有するための仕組みを作ります。	P114
各地域包括支援センターの事業内容や運営状況に関する情報を、「介護サービス情報公表システム」を利用して公表します。	P121
地域の課題に対応するために、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、毎年度、地域包括支援センターの運営方針・支援・指導の内容を改善します。	P121
高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの認知度の向上に向け、高齢者だけでなく、現役世代にも認知されるよう工夫した周知活動を実施します。	P121

④ 第6章の項目について

施策	掲載ページ
介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上参加者数を把握し、その参加率向上に向けた実効的な仕組みを検討します。	P126
移動支援幸せます型補助を活用した移動支援団体数を増やすとともに、新たな支援策についても検討します。	P133
幸せます型補助や地域づくりに関する説明会や研修会を実施し、活動団体を増加させます。	P145
高齢者を支え合う地域づくりを担うリーダーの養成プログラムを検討します。	P148
高齢者支援や認知症支援に携わるボランティア、介護事業所の施設内でのボランティア、地域づくりに資する移動支援ボランティアなどを育成する取組と、これらの活動を支えるボランティアポイント制度について検討します。	P149
高齢者を支援する介護保険外サービスや地域と民間企業等の主体の協働による「集いの場」等、新たな協働事業モデルについて検討します。	P149

(2) 計画数値一覧

介護サービス		単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	
地域密着型サービス	介護給付 小規模多機能型居宅介護	人	156	159	162	
	予防給付		14	15	16	
	看護小規模多機能型居宅介護	人	70	78	88	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	720	720	1,080	
	地域密着型通所介護	回/年	71,656	73,779	76,420	
	介護給付 認知症対応型共同生活介護	人	180	198	198	
	予防給付		0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	人	145	145	145		
居宅サービス等	訪問介護	回/年	206,485	207,135	208,874	
	訪問入浴介護	回/年	介護給付	2,546	2,656	2,812
			予防給付	0	0	0
	訪問看護	回/年	介護給付	34,551	35,290	36,073
			予防給付	3,998	4,203	4,506
	訪問リハビリテーション	回/年	介護給付	872	1,002	1,114
			予防給付	43	46	54
	通所介護	回/年	237,394	243,013	248,078	
	通所リハビリテーション	回/年	介護給付	37,909	38,217	38,450
			予防給付	1,176	1,224	1,272
	短期入所生活介護	日/年	介護給付	36,634	36,741	37,244
			予防給付	777	780	799
	短期入所療養介護	日/年	介護給付	2,256	2,269	2,421
			予防給付	24	24	24
	居宅療養管理指導	人/年	介護給付	4,272	4,908	5,544
			予防給付	372	384	396
	福祉用具貸与	人/年	介護給付	23,604	24,648	25,668
予防給付			8,076	8,796	9,708	
福祉用具購入	人/年	介護給付	372	384	396	
		予防給付	168	168	180	
住宅改修	人/年	介護給付	408	420	432	
		予防給付	216	228	240	
居宅介護支援	人/年	介護給付	35,772	36,808	38,076	
		予防給付	18,216	19,260	20,172	
居住系保険施設・サービス	介護老人福祉施設	人	412	412	412	
	介護老人保健施設	人	358	358	358	
	介護療養型医療施設	人	50	50	50	
	介護給付 特定施設入居者生活介護	人/年	55	55	55	
予防給付	5		5	5		

地域支援事業		単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問サービス 予防給付型	回/年	40,223	35,754	31,284	
	訪問サービスA 生活補助型	回/年	8,946	17,892	26,838	
	訪問サービスB 地域幸せます型	補助団体数	2	3	3	
	訪問サービスC 短期集中予防型	人/年	2	3	4	
	訪問サービスD 移動支援幸せます型	補助団体数	3	4	4	
	通所サービス 予防給付型	回/年	106,033	97,252	87,842	
	通所サービスA 生活維持型	回/年	14,724	30,385	47,049	
	通所サービスA 生活維持・短時間型	回/年	600	1,000	1,100	
	通所サービスA 生活維持・地域型	実施団体	1	2	3	
	通所サービスB 地域幸せます型	補助団体数	3	5	7	
	通所サービスC 短期集中予防型	人/年	4	5	5	
	配食サービス	利用者数		1,650	1,675	1,700
		食/年		28,000	28,150	28,300
	幸せます健康くらぶ	人/年	720	1,080	1,440	
介護予防支援事業	回/年	5,329	5,623	5,917		
予一般介護事業	介護予防教室の開催数	開催数	90	90	90	
	介護予防に関する指導者の派遣	派遣回数	40	43	46	
	幸せますデイステーション	団体数	2	3	5	
	やまぐち元気アップ体操実施団体	団体数	9	13	17	
包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	設置数	5	5	5	
	認知症サポーター養成者数及び計画目標	養成者数	600	600	600	
	認知症初期集中支援チームの取扱事例数	件数	10	10	10	
	認知症ケアバス配布数	配布数	1,500	1,500	1,500	
	認知症カフェ	利用者数	400	450	500	
	防府市みまもり徘徊SOSネットワーク登録者数	新規登録者数	30	30	30	
	地域ケア会議(個別会議)	開催回数	10	15	20	
地域ケア会議(圏域別会議)	開催回数	8	15	15		
地域ケア会議(地域ケア推進会議)	開催回数	6	6	6		
任意事業	在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	給付対象者数	1,400	1,450	1,500	
	家族介護慰労事業	対象者数	3	3	3	
	緊急通報システム	利用者数	1,000	1,050	1,100	

その他(一般会計)		単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度
	生活管理指導短期宿泊事業	利用者数	12	13	14
	訪問理美容サービス事業	利用者数	13	14	15
	はり・きゅう施術費助成事業	利用者数	1,740	1,820	1,890
	高齢者日常生活用具給付等事業	利用者数	8	9	10
	寝具類等洗濯乾燥消毒事業	利用世帯数	330	330	330
	寝たきり高齢者等介護見舞金助成事業	対象者数	315	330	345
	避難行動要支援者名簿提供数	提供数	150	160	170
	救急医療情報活用支援事業	利用者数	210	220	230
	老人憩の家	延利用者数	31,000	31,500	32,000
	老人クラブ会員数	会員数	3,484	3,324	3,164

参考·資料

第6期介護保険事業計画の利用実績

1 保険給付対象サービスの利用実績

第6期介護保険事業計画期間中の保険給付対象サービスの利用実績（介護と予防の合計）は以下のとおりです。

2017年度（平成29年度）実績については、計画策定時点において実績がないため、ここでは計上していません。

(1) 居宅サービス

「訪問リハビリテーション」が大きく伸びているのは、市内にサービスを提供する事業所が開設されたことが要因です。

居宅サービスの利用実績

区分	単位	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	
訪問介護	介護給付	回/年	205,709	205,887	100.1%	205,902	209,067	101.5%
	予防給付	人/年	5,844	6,101	104.4%	5,964	6,176	103.6%
訪問入浴介護	介護給付	回/年	2,418	2,349	97.1%	2,564	1,833	71.5%
	予防給付	回/年	0	0		0	0	
訪問看護	介護給付	回/年	33,521	28,939	86.3%	36,535	30,576	83.7%
	予防給付	回/年	5,256	2,926	55.7%	5,963	3,104	52.1%
訪問リハビリテーション	介護給付	回/年	133	440	330.8%	135	668	494.8%
	予防給付	回/年	27	18	66.7%	36	49	136.1%
通所介護	介護給付	回/年	243,278	256,663	105.5%	186,323	217,914	117.0%
	予防給付	人/年	10,896	10,477	96.2%	12,300	11,360	92.4%
通所リハビリテーション	介護給付	回/年	39,508	39,848	100.9%	39,685	39,303	99.0%
	予防給付	人/年	1,296	978	75.5%	1,596	967	60.6%
短期入所生活介護	介護給付	日/年	38,995	33,091	84.9%	43,888	37,090	84.5%
	予防給付	日/年	790	513	64.9%	961	548	57.0%
短期入所療養介護	介護給付	日/年	2,680	2,111	78.8%	2,745	2,203	80.3%
	予防給付	日/年	36	16	44.4%	66	29	43.9%
居宅療養管理指導	介護給付	人/年	2,880	2,999	104.1%	3,540	3,630	102.5%
	予防給付	人/年	360	324	90.0%	468	350	74.8%
福祉用具貸与	介護給付	人/年	19,944	20,654	103.6%	21,132	21,983	104.0%
	予防給付	人/年	5,688	5,949	104.6%	6,096	6,660	109.3%
福祉用具購入	介護給付	人/年	576	359	62.3%	612	407	66.5%
	予防給付	人/年	168	151	89.9%	192	145	75.5%
住宅改修	介護給付	人/年	348	354	101.7%	384	384	100.0%
	予防給付	人/年	216	235	108.8%	252	231	91.7%
居宅介護支援	人/年	33,144	32,201	97.2%	35,196	34,300	97.5%	
介護予防支援	人/年	17,988	17,453	97.0%	19,404	18,245	94.0%	

(2) 地域密着型サービス

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、平成28年11月からサービスの提供を開始しています。

地域密着型サービスの利用実績

区分	単位	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
小規模多機能型居宅介護	介護給付	180	152	84.4%	180	155	86.1%
	予防給付	7	8	114.3%	7	12	171.4%
	計	187	160	85.6%	187	167	89.3%
看護小規模多機能型居宅介護	介護給付	18	16	88.9%	22	20	90.9%
夜間対応型訪問介護	介護給付	0	0		0	0	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付	0	0		72	120	166.7%
認知症対応型通所介護	介護給付	0	0		0	0	
	予防給付	0	0		0	0	
	計	0	0		0	0	
地域密着型通所介護	介護給付				79,852	59,580	74.6%
認知症対応型共同生活介護	介護給付	180	172	95.6%	180	177	98.3%
	予防給付	0	1		0	1	
	計	180	173	96.1%	180	178	98.9%

(3) 施設サービス

「介護老人福祉施設」は、2015年度（平成27年度）に30床新設、「介護老人保健施設」は、2015年度（平成27年度）に8床増床、2015年度（平成28年度）に40床増床し、計画上の全ての整備を完了しています。

施設・居住系サービスの利用実績

区分	単位	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護老人福祉施設	人/月	412	396	96.1%	412	402	97.6%
地域密着型介護老人福祉施設	人/月	145	144	99.3%	145	143	98.6%
介護老人福祉施設合計	人/月	557	540	96.9%	557	545	97.8%
介護老人保健施設	人/月	358	323	90.2%	358	342	95.5%
介護療養型医療施設	人/月	50	51	102.0%	50	48	96.0%
特定施設(介護給付)	人/月	35	60	171.4%	35	56	160.0%
特定施設(予防給付)	人/月	15	4	26.7%	15	4	26.7%

介護保険施設等入所申請待機者調査報告書

1 調査概要

1) 調査目的

「第7期介護保険事業計画」策定にあたり、特別養護老人ホームを始めとする施設への入所希望を把握することにより、施設サービス必要量設定の資料とするため。

2) 調査対象施設

市内に所在する、以下の施設等。

事業所名		
<介護老人福祉施設>		H29.4.1 定員合計 557
	特別養護老人ホーム ライフケア高砂	90
	特別養護老人ホーム まめ舎	80
	特別養護老人ホーム 岸津苑	80
	特別養護老人ホーム 防府あかり園	132
	特別養護老人ホーム サンハート香月	30
*	特別養護老人ホーム ヘスティア華城	29
*	特別養護老人ホーム 自由の杜	29
*	特別養護老人ホーム ひごろもそう	29
*	特別養護老人ホーム あかつき苑防府	29
*	特別養護老人ホーム フィラージュ開出	29
* 地域密着型(29人以下)		
<介護老人保健施設>		定員合計 358
	介護老人保健施設 好日苑	78
	介護老人保健施設 はくあい	80
	介護老人保健施設 防府幸楽苑	100
	介護老人保健施設 尚歯堂	100
<介護療養型医療施設>		
	防府リハビリテーション病院	50
<特定施設入所者生活介護>		
	ケアハウス あいおい苑	50
<認知症対応型共同生活介護>		定員合計 180
	24時間宅老所楽さん家	9
	24時間宅老所新田の楽さん家	9
	グループホーム 防府あかり園	18
	グループホーム ニコニコ創	18
	ヘスティア華城グループホーム	18
	グループホーム笑生苑	18
	グループホーム笑生苑より愛	9
	防府あかり園グループホームいちえ	18
	ニチイケアセンター防府(ほほえみ)	9
	グループホーム 自由の杜	9
	グループホーム ひごろもそう	9
	グループホーム あかつき防府	18
	グループホーム フィラージュ開出	18

3) 調査期間

2017年(平成29年)1月23日から2月10日まで

4) 調査方法

調査時点を2017年(平成29年)1月31日現在とし、対象施設より報告を求め、重複申込者、死亡者等を除外した。

2 調査結果

1) 待機者数

申込者延べ人数	申込後死亡者数	市外の申込者数	重複申込者数	待機者 (A-B-C-D)
A	B	C	D	
1,507	262	145	676	424

2) 居所別入所申込施設

(単位:人)

			合計	在宅	医療機関	介護療養型 医療施設	介護老人保健施設 (老健)	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	認知症対応型共同 生活介護 (GH)	有料老人ホーム	サービス付高齢者 向け住宅	
													介護度別内訳
介護老人福祉施設 (特養)	介護度別内訳	要介護1	10	6			3				1		
		要介護2	13	8	1		3				1		
		要介護3	88	24	9	4	28		2	10	7	4	
		要介護4	92	26	19	3	19		2	9	10	4	
		要介護5	86	23	25	6	15			8	9		
		集計	289	87	54	13	68		4	27	28	8	
介護老人保健施設 (老健)	介護度別内訳	要介護1	15	10	2				1	2			
		要介護2	16	12								3	1
		要介護3	11	7	3	1							
		要介護4	13	5	4	2						2	
		要介護5	6	1	4								1
		集計	61	35	13	3			1	2	5	2	
特定施設入居者生活介護	介護度別内訳	要支援1・2	1	1									
		要介護1	5	2	1			1		1			
		要介護2	6	4							1	1	
		要介護3											
		要介護4											
		要介護5	2		2								
集計	14	7	3				1		2	1			
認知症対応型共同生活介護 (GH)	介護度別内訳	要支援2											
		要介護1	24	16	2		1	1	2		1	1	
		要介護2	18	12	2				2		1	1	
		要介護3	8	5			2				1		
		要介護4	7	4	1		1					1	
		要介護5	3		1							2	
集計	60	37	6		4	1	4		5	3			
全体	介護度別内訳	要支援1・2	1	1									
		要介護1	54	34	5		4	2	3	3	2	1	
		要介護2	53	36	3		3		2	1	6	2	
		要介護3	107	36	12	5	30		2	10	8	4	
		要介護4	112	35	24	5	20		2	9	12	5	
		要介護5	97	24	32	6	15			8	11	1	
集計	424	166	76	16	72	2	9	31	39	13			

3 介護老人福祉施設（特養）待機者の状況

1) 介護者の有無 及び 居場所別

(単位:人)

現在の居場所	介護者の有無	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総計	要介護3~5
在宅	介護者なし	1	1	2	2	1	7	5
	同居の介護者あり		2	6	7	10	25	23
	同居の65歳以上の介護者あり	5	5	11	12	10	43	33
	別居の介護者あり			5	5	2	12	12
	集計	6	8	24	26	23	87	73
医療機関	介護者なし			2		1	3	3
	同居の介護者あり			2	5	8	15	15
	同居の65歳以上の介護者あり		1	2	6	8	17	16
	別居の介護者あり			3	5	7	15	15
	不明				3	1	4	4
	集計		1	9	19	25	54	53
介護療養型医療施設	介護者なし					1	1	1
	同居の介護者あり					1	1	1
	同居の65歳以上の介護者あり			2	2	2	6	6
	別居の介護者あり			2		2	4	4
	不明				1		1	1
	集計			4	3	6	13	13
介護施設老人保	介護者なし		1		2		3	2
	同居の介護者あり			6	4	2	12	12
	同居の65歳以上の介護者あり	3	2	18	7	10	40	35
	別居の介護者あり			4	6	3	13	13
	集計	3	3	28	19	15	68	62
ホーム 軽費老人	介護者なし							
	同居の介護者あり							
	同居の65歳以上の介護者あり				1		1	1
	別居の介護者あり			2	1		3	3
	集計			2	2		4	4
共認（G H）生活対応型介護	介護者なし			1	1		2	2
	同居の介護者あり			1	3	2	6	6
	同居の65歳以上の介護者あり			2	4	2	8	8
	別居の介護者あり			6	1	4	11	11
	集計			10	9	8	27	27
ホーム 有料老人	介護者なし			2	1	2	5	5
	同居の介護者あり	1		2	4	2	9	8
	同居の65歳以上の介護者あり		1	2	2	3	8	7
	別居の介護者あり			1	3	2	6	6
	集計	1	1	7	10	9	28	26
高年齢者向けサービス付住宅	介護者なし							
	同居の介護者あり				2		2	2
	同居の65歳以上の介護者あり							
	別居の介護者あり			4	2		6	6
	集計			4	4		8	8
総計		10	13	88	92	86	289	266

防府市高齢者保健福祉推進会議設置要綱

平成13年3月1日制定

(目的)

第1条 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進並びに計画の見直しについて、広く市民の意見を反映させるため、防府市高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進並びに計画の見直しに関すること。
- (2) 高齢者保健福祉施策の総合的な推進に係る提言に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、公募の手続きにより決定した者並びに学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、サービス利用関係者及び行政関係者のうちから市長が文書により依頼する。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

防府市高齢者保健福祉推進会議 委員名簿

任期：平成27年4月1日～平成30年3月31日

◎：会長 ○：職務代理

区 分	団 体 名	役	氏 名
学識経験者	防府看護専門学校		やまもと かずなり 山本 一成
	YIC看護福祉専門学校		の ざき み き 野崎 美紀
	山口県山口健康福祉センター		にし だ ひで き 西田 秀樹
保健・医療・ 福祉団体等 関係者	防府医師会		まつむら やすひろ 松村 康博
	防府歯科医師会		おがた かずまさ 緒方 一昌
	防府薬剤師会		お ち し ほ 越智 志穂
	山口県看護協会防府支部		たね た よし こ 種田 嘉子
	防府市社会福祉協議会		し みず とし お 清水 敏男
	防府市民生委員児童委員協議会		じゅうらく なお き 十楽 直樹
	防府市障害福祉団体連合会		なか むら のぶ や 中村 信也
	防府ボランティア連絡会		やまなか かよこ 山中 歌夜子
	老人福祉施設事業者		やま もと おさむ 山本 治
	在宅福祉サービス提供事業者	○	みやざき こういち 宮崎 耕一
	防府介護支援専門員協会		たに やま りゅう 谷山 龍
サービス利用 関係者	防府市自治会連合会	◎	ひろいし きよし 広石 聖
	防府市老人クラブ連合会		すえどみ きみこ 末富 喜美子
	防府市認知症を支える家族の会 (あじさいの会)		ふるかわ あきこ 古川 晃子
	防府市女性団体連絡協議会		うの たけこ 宇野 武子
	公募委員※		みわ やすのぶ 三輪 裕惟

※公募委員の任期は平成27年5月18日から平成30年3月31日まで

H.29. 10. 1現在

防府市高齢者保健福祉推進本部設置要綱

平成13年2月1日制定

(目的)

第1条 総合的な高齢者保健福祉対策を推進するため、防府市高齢者保健福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉対策の総合的な企画及び立案に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉に係る施策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、委員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。

(部会)

第6条 専門的事項を調査研究するため、推進本部に部会を置くことができる。

- 2 部会長は健康福祉部次長をもって充てる。
- 3 部会の運営について必要な事項は別に定める。

(関係者の出席)

第7条 推進本部及び部会の長は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

副市長	本部長
総務部長	副本部長
総合政策部長	委員 (部会長)
生活環境部長	
産業振興部長	
土木都市建設部長	
教育部長	
消防長	
健康福祉部長	
健康福祉部次長	

防府市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成17年10月13日制定

(目的)

第1条 防府市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、運営委員会の意見を踏まえて、地域密着サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定、指導、監督について適切、公正かつ中立な運営を確保することを目的とする。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。ただし、公募の手続きにより決定した委員は、第3号に規定する事項を除いた事項を協議するものとする。

- (1) 地域密着型サービスの指定基準の設定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関すること。
- (5) その他、市長が適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員とする。

(委員長)

第4条 運営委員会の委員長は、防府市高齢者保健福祉推進会議の会長とする。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 運営委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席または資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員の任期とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、健康福祉部において定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

防府市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年10月20日制定

(目的)

第1条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号ロ(2)の規定に基づき、防府市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、運営協議会の意見を踏まえて、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立的な運営を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。ただし、公募の手続きにより決定した委員は、次に掲げる事項のうち行政処分その他これに類する事項に関する審議等を除いた事項とする。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他地域包括ケアに関すること。

(組織)

第3条 運営協議会の委員は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員とする。

(会長)

第4条 運営協議会の会長は、防府市高齢者保健福祉推進会議の会長とする。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 運営協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員の任期とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

用語説明

行	用語	説明
【あ】	IADL	手段的日常生活。掃除・洗濯・買物等の家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用などの生活行為を指す言葉。
	ICT	情報・通信に関する技術の総称。
	アセスメント	生活上の問題となっている原因や背景を明らかにすることで、生活全体の課題を導き出すこと。課題分析。
	運動器	身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称。
	ADL	日常生活動作。食事、入浴、排泄、衣服の着脱、移動など
	栄養改善	低栄養状態にある、または低栄養のおそれがある人に対し、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を行う。
	NPO法人	「Non Profit Organization」の略で、営利を目的としないで、社会的使命の実現を目的とする民間組織。「民間非営利組織」と呼ばれている。
【か】	介護医療院	2018年度（平成30年度）に創設されるサービスで、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理や看護、医学的管理下における介護や機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設で、入所者の療養生活を支えるサービス。
	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	都道府県知事の行う「介護支援専門員実務研修試験」に合格し、介護支援専門員証の交付を受けた者で、要支援・要介護者からの相談に応じ、心身の状況等に応じ適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービス提供事業者等との連絡調整を行う。

	キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する認知症サポーター養成講座をボランティアの立場で開催し、講師役を務める人。
	協議体	市町村が中心となり、各地域のコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となる会議・ネットワーク。
	ケアマネジメント	要介護者等の心身の状態や生活背景等を踏まえて介護支援を行う専門技術。 要介護者等が地域で生活するためのニーズを充足するために、要支援者等と社会資源を最も適切な形で結び付ける手続きのこと。
	健康寿命	WHO（世界保健機関）が2000年に提唱した新しい指標で、日常的に介護を要しないで自分で生活していける生存期間をいう。
	権利擁護	悪質な訪問販売などによる消費者被害の防止や、成年後見人制度の活用、高齢者虐待の予防・早期発見等の支援・情報提供を行い、高齢者の権利を守る。
	コーホート要因法	基準年の人口をベースとして、年齢階級（コーホート）ごとに、生残率、純移動率、女性子ども比等を仮定し、将来人口を求める方法。
	高齢夫婦世帯・高齢単身世帯	高齢夫婦世帯は75歳以上の高齢者のみの世帯をいい、高齢単身世帯は65歳以上の単身世帯をいう。
	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）	地域に出向き、地域住民や専門職と協働し、地域での生活課題の発見や制度だけでは解決できない課題等への対応を行う専門職。
【さ】	在宅限界点	在宅での介護が限界と感ずる状態を示す。介護者・要介護者により感じ方は様々であるため、指標はない。
	市民後見人	後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のことで、

	親族等による成年後見が困難な場合などに、家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産管理や福祉サービス契約などの法律行為を行う人。
事業対象者	介護予防・日常生活支援総合事業の対象者。基本チェックリストを実施し、定められた基準に該当すれば、要介護認定を受けなくてもサービスの利用が可能。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症をいう。高齢で発症する認知症と比べると、症状に気付きにくく、受診が遅れる傾向にある。
疾病分類別統計	社会保険表章用疾病分類表による疾病の分類。大分類は20分類あり、主なものとして、循環器系の疾患、消化器系の疾患、筋骨格系及び結合組織の疾患、内分泌・栄養及び代謝疾患などがある。大分類の中には更に中分類として121分類がある。
受給率	要介護等認定者に占めるサービス利用者の割合
主任介護支援専門員	介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割を担う者。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人をいい、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供することが求められている。
新オレンジプラン	正式名称は「認知症施策推進総合戦略」。2015年1月に厚生労働省が策定した施策で、認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるために必要な「7つの柱」で構成されている。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、

		生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を持つ者。
	生活習慣病	がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧など、その発症・進行に遺伝的な体質のほかに、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が関与する症患者。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断力が不十分となり、財産管理や福祉サービスの契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難な人を保護・支援する制度。
【た】	第1号被保険者1人あたりの給付月額	介護サービスの給付総額を第1号被保険者（65歳以上の被保険者）数で割った額。
	タウンモビリティ	大規模な小売店や商店街の施設等をバリアフリー化し、高齢者など、移動に困難がある人に対して電動車椅子等を貸し出して利用を助ける制度。
	団塊の世代	第一次ベビーブームとなった戦後復興期の1947年から1949年頃に生まれた世代。
	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けての手法。
	地域共生社会	<p>制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側と支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。</p> <p>【公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的なサービス提供の支援 <p>【我が事・丸ごとの地域づくりを育む仕組みへの転換】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心

		<p>感と生きがいを生み出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す。詳細については152ページ。
	地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制。
	地域包括支援センター	介護保険法に定められ各市町村に設置された、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
	地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために、介護サービス見込量等の将来推計支援等の機能をインターネット上で提供する厚生労働省のシステム。 https://mieruka.mhlw.go.jp
	地域支援事業	要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、2006年度（平成18年度）に創設された市町村を実施主体とするサービス。事業には全市町村が行う必須事業（介護予防事業・包括的支援事業）と、各市町村の判断により行う任意事業がある。
	特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者が40歳から74歳の被保険者等を対象に実施するもので、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの状態にある人や予備群の人に対しては、生活改善のための指導を行うことを目的に行う健康診査。
【な】	認知症	いろいろな原因で脳の細胞が死んでいたり、働きが悪くなったりしたために、日常生活に支障がでている状態を指す。病名ではなく、状態（症状）を指す言い方。認知症といわれる状態の背景には、その原因となる何らかの脳の病気がある。

	認知症カフェ	認知症の人の日常生活支援や家族支援の取組として、認知症の人、家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場のこと。
	認知症ケアパス	認知症と疑われる症状が発症した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかを理解できるように、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示したもの。
	認知症サポート医	かかりつけ医への研修・助言をはじめ、認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師。
	認知症疾患医療センター	都道府県や政令指定都市が指定する専門医療機関で、認知症の鑑別診断や専門医療相談等を実施し、地域の保健医療、介護関係者等との連携の推進などを行い、認知症の人が地域で安心して生活できるよう地域における支援体制を構築する機関。
	認知症初期集中支援チーム	家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行う専門職のチーム。
	認知症地域支援推進員	認知症の医療や介護における専門的な知識及び経験を有し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター。医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る役割を担う。
	認定率	第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合
【は】	はあとふるねっと会議	高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れるように医療・福祉・行政・地域の各関係機関が集まり、具体的なネットワークの検討など地域包括ケアシステム構築にむけて協議を行う場として、2010年(平成22年)より開催している会議。はあとふるねっと会議主催で医療、介護関係者に対して研修会を企画、運営している。

	バリアフリー	道や床の段差解消や、階段のかわりにゆるやかな坂道をつくるなど、障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。
	P D C A サイクル	事業管理を円滑に進める手法。 計画、実行、評価、改善のサイクルによって、業務を改善する。6 ページを参照。
	ふれあい・いきいき サロン	地域での孤立、閉じこもりの防止や健康・生きがいづくりを目的に、ごく身近な生活圏を拠点として、高齢者等の参加者とボランティア等が自由な発想で企画し、住民が主体となって運営していく「仲間づくり」、「出会いの場づくり」を図る活動。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、N P O 法人などが貢献活動を行うもので、親族等による成年後見が困難な場合などに、家庭裁判所から選任され、本人お替りに財産管理や福祉サービス契約などの法律行為を行う。
	ポケットパーク	わずかなスペースを活用した小規模な公園などを整備し、都市環境の改善を図っていこうとするもの。
【や】	U J I ターン	U : 出身地から地域外へ進学や就職のために出た後、出身地に戻ることに。 J : 出身地から地域外へ進学や就職のために出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。 I : 出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。
	要介護認定者	身体上又は精神上的の障害のために、日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、常時介護を要する状態となり、市の認定審査会で認定を受けた人。要介護の状態は、介護の必要の程度により軽度から順に要介護 1 ～ 5 に区分される。

	要支援認定者	身体上又は精神上的の障害のために、日常生活を営むのに支障がある状態となり、市の認定審査会で認定を受けた人。要支援の状態は、支援の必要の程度により軽度から順に要支援1・要支援2に区分される。要支援の状態よりも重度化した人は要介護の状態となる。
【ら】	レスパイトケア	介護者が解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れを防止するための対応。
	老人憩の家	地域の高齢者の活動拠点として、また、レクリエーションや教養講座などにより、心身の健康増進を図り、地域において誇りと生きがいをもって生活できることを目的とした施設。
	老人クラブ	日常生活を健全で豊かなものにするために、同じ地域に住む概ね60歳以上の高齢者等で構成され、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、地域社会との交流等の活動を自主的に行う組織。
【わ】	我が事・丸ごと	制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側と支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることを示す言葉。